

## 令和3年度第1回松阪市空家等対策協議会 議事録

- 日 時: 令和4年2月10日(木) 13時30分～15時20分
- 場 所: 松阪市役所 5階 特別会議室
- 出席者: 委員 ◎永作友寛、○川村隆子(リモート)、佐々木暢也、西岡直人、南宣臣、福本詩子、野呂芳夫(◎会長、○副会長)  
事務局 伊藤建設部長、小林建設部次長、水越参事兼建築開発課長、鈴木空家対策係長、稲垣空家対策係主任
- 傍聴者: 1名 (うち報道1名)
- 事項: 1. 開会  
2. 会長あいさつ  
3. 今年度の空家等対策事業について  
・昨年度(令和2年度)の空家等対策事業報告  
・今年度(令和3年度)の空家等対策事業について  
・空家等対策計画の改訂について  
4. 特定空家等の判断等について 《非公開》

### 【議事録(要旨)】

(13時30分開会)

#### 事項書1. 開会

事務局:第1回松阪市空家等対策協議会を開催いたします。始めに、本日の会議は松阪市空家対策協議会規則第6条に規定しています会議の成立要件である「委員の過半数以上の出席」をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを報告させていただきます。

なお、今回、川村副会長は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、リモートでのご出席となります。ご理解とご協力をお願いします。

また、審議会等の会議は「松阪市の審議会等の公開に関する指針及び運用方針」により、原則公開ですが、本日の事項4に関して、松阪市情報公開条例第8条第1号に該当する「個人に関する情報」が含まれています。このため、公開・非公開の決定については、当該指針及び運用方針により「審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする」とありますが、昨年協議会において、同様の議題については非公開とすることについて、あらかじめ委員の皆様から賛成をいただいておりますので、事項4の議事は非公開とさせていただきます。

※配付資料の確認。議事録作成のため撮影・録音することを説明。

## 事項書2. 会長あいさつ

会 長 お忙しい中、本日はリモートを含めてご出席ありがとうございます。新型コロナウイルス感染が拡大し、松阪市でも連日 50 名を超える人が感染している状況です。三重県のまん延防止措置も延長される見通しであり、収束までしばらくかかりそうです。皆様も早めに 3 回目のワクチン接種をしていただきますようご協力をお願いします。さて、本日の議題ですが、事項書のとおり空家対策事業の報告及び特定空家等の判断につきまして再度ご意見をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

## 事項書3. 今年度の空家等対策事業について

会 長 それでは議題に入ります。まず事務局より説明をお願いします。

※事務局 資料 1-1 1-2 1-2(別紙) 1-3 説明

会 長 事務局より資料説明がありましたが、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

委 員 資料 1-1 について、昨年の相談件数は 261 件とのことですが、これは新規相談のみの件数ということですか。同じ建築物で何度も相談がある場合もありますか。

事務局 何度も相談いただく場合も含んだ件数です。継続的にご相談をいただく案件も多数あります。また、そういう案件が増加傾向にあります。

委 員 相談の内容について、苦情以外に自己解決に向けた前向きな提案をいただくようなことはありませんか。

事務局 例えば「越境してきた樹木を伐採して良いか？」というような質問や許可の確認はあるが、「自分で解決したいと思うが、～するのはどうだろうか？」というような提案をいただくことは少ないです。

委 員 不良空家等促進補助金の交付実績について、計画策定時に把握した A～C 判定の他に「調査なし」という項目で 14 件の報告あるが、これは市では状況を把握していなかった空家ということか。A～C の判定をせずに補助金が交付されたのか。

事務局 「調査なし」とあるのは、これまで市では把握できていなかった空家です。現地で補助金の対象となるかどうか状態確認を実施しているが、除却される建築物なので個別の A～C の判定はしていません。しかし、当該補助金の対象、つまり不良な状態の空家であると認定されていますので、C 判定以上の状態であったということになります。

委 員 それでは、記載の 14 件は C 判定以上だったという認識でよいのか。

事務局 そのとおりです。

会 長 令和 3 年度もこのような「調査なし」という状況の建築物はあるのですか。

- 事務局 同程度あります。
- 会長 具体的な件数としてはどれくらいか。
- 事務局 令和3年度は、現時点で38件の申請があり、28件が補助金の該当となっています。その内訳はA判定2件、B判定9件、C判定5件、調査なし22件です。
- 会長 申請のあった38件中の内22件も把握していなかった空家があるということですね。
- 委員 先ほどの昨年の相談件数についてですが、ここで相談のあった案件はA～Cの判定はされているのか。
- 事務局 相談があった場合、まずは空家等対策計画策定時に把握した空家なのかを確認し、A～Cの物件か確認しています。
- 委員 新規相談の場合は、市では把握されていない空家もあるのか。
- 事務局 未把握だった空家もあります。その場合は、新規案件としてA～Cの判定のうえ把握し、管理しています。
- 委員 資料1-2の空家無料相談会の開催について、今年度も中止となったことは了解したが、事前予約者は18人程度と聞いていた。資料1-2には23人と記載されているが、増えたのか。
- 事務局 相談の内容により、各団体へ電話相談の対応依頼をさせていただく中で、宅建業関連は相談希望者が18人みえました。他にも司法書士に対応を依頼させていただく相談もあり、全体として合計23人の相談希望者がみえるということになります。
- 委員 今回は多気町との共催ということだが、多気町の相談案件もあったか。
- 事務局 多気町の空家についての相談は2件ありました。
- 会長 他にご質問がなければ、少し休憩をはさんだ後、次の議題へ進みます。

:::5分間休憩:::

事項書 4.特定空家等の判断等について 《非公開》

以下、会議非公開

(15時20分終了)